食品安全委員会(第536回会合)議事概要

日 時: 平成26年11月4日(火) 14:00~15:24

場 所:食品安全委員会大会議室 出席者:熊谷委員長ほか6名出席

傍聴者:報道3名、行政機関4名、一般8名

議事概要

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について
 - ・遺伝子組換え食品等 1品目 GLU-No.6株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム
 - →厚生労働省から説明。 本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議する こととなった。
- (2) 添加物専門調査会における審議結果について
 - ・「グルコン酸亜鉛」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集 について
 - →担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書(案)については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答(案)の作成及び評価書(案)への反映を添加物専門調査会に依頼することとなった。

- (3) プリオン専門調査会における審議結果について
 - ・「ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - →担当委員の佐藤委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書(案)については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答(案)の作成及び評価書(案)への反映をプリオン専門調査会に依頼することとなった。

- (4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
 - ・「チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (DP-004114-3)」に関する審議結果の報告と 意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書(案)については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答(案)の作成及び評価書(案)への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

- (5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について ・特定保健用食品「サラシア100」に係る食品健康影響評価について
 - →事務局から説明。

「提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断した。また、本食品は血糖値に影響するとされていることから、『特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について』(平成19年5月10日付け食品安全委員会決定)の2の(2)に基づき、事業者は、健康被害情報の収集・情報提供に努めるとともに、治療を受けている者等が摂取する際には、医師等に相談することの注意喚起表示を行うことが必要と判断した」との審議結果が了承され、リスク管理機関(消費者庁)に通知することとなった。

- (6) 食品安全関係情報(10月4日~10月17日収集分)について
 - →事務局より報告。

欧州食品安全機関(EFSA)が10月9日及び10日に公表した、クロム、セレン及び亜鉛の食事摂取基準に関する科学的意見書の概要について報告。